

## 裁判手続等のIT化検討会（第8回）議事要旨

日 時：平成30年3月30日（金）9:00～10:58

場 所：中央合同庁舎第8号館5階共用会議室A

### 1. 議事

- ・裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ（案）

### 2. 「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ（案）」（資料）について、事務局より説明。

（自由討議）

<「第4 IT化に向けた課題」の「1 本人訴訟について」>

- 資料16ページ第4の1の第2段落だが、ここでは「弁護士、司法書士等の法律専門士業者が」、どのようなサポートを本人訴訟においてすることが考えられるのかが言及されている。若干、気になっているのは、司法書士に対する言及は、ほかの部分では全然出てきておらず、ここでのみ出てきていると思うが、訴訟代理との関係でいえば、簡裁において司法書士は訴訟代理権を持っているが、それ以外のところでは持たないという意味で、弁護士との間では同質性と異質性と両方兼ね備えているという特徴があると思う。そのような特徴を捉えて、どのように考えていくのかは複雑で、かつ微妙な問題もはらんでいると思うので、どのような表現をすることが適切なのかは格別の神経を払うべきだと思う。そのような視点で文章を見ると、例えば、代理権の範囲の中でIT面の支援をも行うと記載もあるが、それが一体どのようなことを意味しているのか、少しぴんとこない。今のままの記載だと誤解を招くこともあるのではないかと思う。この検討会自身に司法書士が入っていないし、ほかの部分で特段言及されているものでもないから、ほかの部分と同様に、「弁護士等が」というような書き方にしておいたほうが、この取りまとめとしては妥当なのではないかと思う。
- それから、同じ段落の途中で「もっとも」で始まっている文章。ここは法律専門家以外の者による支援のあり方について言及されているが、訴訟代理権を持たない者によるサポートというのは、非弁活動の温床になる可能性があると思うので、IT面のサポートに限られる想定だという趣旨を盛り込むようにしたほうがよいのではないか。
- 2段落目の真ん中ほどに「特に、経済的事情で」というフレーズがあり、既存の各種相談機関や法テラス等の窓口の活用を図るとされているが、法テラス各種相談機関が経済的事情で困難な方をどのように支援することが意図されてこの用語が入っているのかがよくわからなかった。その趣旨がどこにあるのかを知りたい。

- 川村参事官（内閣官房日本経済再生総合事務局）  
まず、司法書士に言及をしているポイントは、むしろ検討会に司法書士が参加をしていないことに加えて、日本司法書士連合会が意見書を座長に提出されていることを踏まえ、事務局として、弁護士だけを念頭に置いているわけではないということを明記する必要があるという趣旨で、記載をさせていただいている。ただし、指摘の法律の権限に基づくというところは、適切に記述すべきで、あわせて「裁判上の代理人として関与する」という限定を強く入れていて、そこはバランスをとった記載にしている。
- 後段の各種相談機関のサポートについては、いろいろなものがあり得るであろうと思う。これは別に金銭的な相談に乗るだけではなくて、ここは柔軟に、いろいろな選択肢があるであろうと考えている。
- ただし、ここも非弁活動の観点というのは指摘のとおりだと思う。その観点で、前の段落のところで「今後、総合的な対策を、非弁活動の抑止等の観点にも留意しつつ」と、全て次の段落にも係る形で、これは当然の前提として議論をすると記載している。
- 要するに、経済的事情で専門士業者のサポートを受けられない人が無料の法律相談等をここで受けるというような理解で捉えればいいのか。
- 川村参事官（内閣官房日本経済再生総合事務局）  
イメージとしては、そのようなものも含むということだが、別にそれだけに限るわけではない。そこはまさにこれからの議論で、どのようなものが適切なのか柔軟に考えていけばよいという論点ではないかと思う。
- 本人訴訟に対してどのような対応をするかはとても難しいと思っている。今後とも本人訴訟はある一定の割合で存在することを考える必要がある。その人たちにもIT化に倣ってもらわないといけない、ITで訴訟をやってもらわなければいけないというところまで考えると、そのサポートは相当手厚くやっていかないとはいけないだろうと思う。当然、法的側面のサポートとITのサポートは別な話と考えるべきだが、少なくともIT面でのサポートに関しては幅広く、いろいろなところでできるということを考えていかなければいけないのではないか。その意味で、私は、この段落をざっと見た感じでは、さして抵抗がない。
- 私も、この部分に関しては余り抵抗がないが、訴額から、簡易裁判所で行われるケースは消費者問題でも大変多くある。その意味で言うと司法書士の活躍も期待されることであり、反対に言うと、司法書士がどのような立場で、認定司法書士さんはどこに行けば出会えるのかというようなことをもっと広報すべき、努力をしていただく必要が出てくるのだろうと思う。簡易裁判所の裁判官の方にも現実を理解していただく

とか、いろいろな面で理解していただく必要があるかと思う。

- 各種相談機関というのは、ITサポートは無償ではできないはずなので、その部分を収入のところで判断していただくということで、ある意味、公的な機関が想定されると思うので、そう解釈をしていただければと思う。
- 私も、現在の表現で特に異存がない。事前の意見で、非弁活動の抑止との関係については指摘させていただいたところで、特にITサポートと言いながらも、実際に本人が相談をされるニーズとして、法的なサポートにも話が及んでしまうことは十分にあり得るので、そのようなことについては非弁活動の抑止との関係について、きちんと考えていかなければならないと思う。
- それについては、事務局からあったように、1段落目のところにきちんと出ている。2段落目に書かれていることは、しっかりと検討を進める必要があるということなので、その検討の際に、そのような実際の相談の場面でITサポートと法的サポートがちゃんと分けられるのかどうかといったことも留意しながら、非弁活動が行われないような仕組みを作っていく検討をするという意味と理解している。

#### <「第5 『3つのe』の実現に向けたアプローチとプロセス」>

- フェーズ1、フェーズ2、フェーズ3と段階を踏むか、それとも、これは一気に実現すべきか。委員の間でもいろいろ議論があったところかと思うが、いずれにしても、フェーズ1、フェーズ2、フェーズ3を実現していく上では、これは法制度その他の改正だけではなくて、具体的な情報システムを整備していかなければならない。
- その際に3点ほど懸念がある。第1点目は、現状で既に裁判を支援する各種のシステムが最高裁、裁判所等で使われているというふうに、いろいろ資料等が出ている。最終回なので発言するが、現状どのような情報システムが使われるのか、私は最高裁のほうから資料を出していただけるのかと期待していたのだが、正式な資料等を出していただけなかった。しかし、各種資料を拝見すると、いろいろなシステムも動いている。これらをフェーズ1、フェーズ2、フェーズ3のどのタイミングで新しいシステムに切りかえていくのかは非常に大きな問題だと思う。
- 2点目は、仮にフェーズ1から始めるとしても、フェーズ3まで実現することを前提としたシステム設計をしないと、後づけでやっていくと必ずいろいろと障害や脆弱性が生じるので、その点を十二分に勘案して、かつ、システム設計はかなり時間をとられるので、そのタイムスケジュールをつくる必要がある。
- 3点目が、そのタイムスケジュールに合わせて、どのタイミングで、どのようにセキュアな内容がやりとりされることになるかを設計しないと、セキュリティ対策が立てられないと思う。そのようなシステムをどのタイミングで、いつ既存のシステムをぶら下げる、あるいは入れかえて、それを実現するタイムスケジュールを早く確立して、

それに沿ったセキュリティ対策を考えていくことが重要。

- 21ページの末尾で、フェーズ2について「2019年度中の法制審議会への諮問を視野に入れ」という部分がある。具体的な年限を示されたことについて、個人的には評価されるべきではないかと思うところだが、この法制審議会においてはこういったことを考えなければいけないのかでいえば、法制審議会の場なので、法理論的な検討が特に重視される場所があり、そのためには民事訴訟法の専門家や実務家による検討が特に必要であることは、もう少し強調して書いてもよいのではないかと思う。
- 22ページの上から2行目だが「行政府は必要な措置を講ずることが望ましい」と記載がある。この取りまとめ文書が公開されて、一般の国民が読んだときに、ここで言う行政府の必要な措置とは何なのかが少しわかりづらい気もする。具体的には、少なくとも何らかの予算上の対応が含まれるのかと思うので、そのようなことであれば、「予算上の対応を含む」と記載を入れてもよいのではないか。
- 最後の「また」で入っている一文、少し長いですが、この中で司法府の自律的判断の尊重というのが、ほとんど同じフレーズが2回入ってきていて、ちょっと強調し過ぎか。もう少し推敲の余地があるかと思う。
- 19ページの下の方で、官公署等や弁護士等の法律専門家については、IT化された手続を先行して導入し、電子化を実現していくという文章になっていると思うが、ここで具体的に書かれている内容は、IT化された手続を先行して導入とか、あるいは電子化を実現という言葉にはちょっとそぐわない内容になっているかと思う。例えば、ここに書かれているような模擬や試行を行うことなどにより、ほかの裁判手続の利用者に先んじて、IT化された手続を実施していくことなども考えられるというような言い方にしておいたほうが、この項目の題名になっている「段階的実施の可能性」にもフィットするかと思う。
- 20ページの図だが、その図の少し上のところに「『3つのe』を実現段階に応じて3つのフェーズに分け」と書いてあるが、恐らくこの取りまとめ文書を読まれた方は、素朴に読むと、「3つのe」が3つのフェーズに対応していると誤解されやすいかと思う。今の図の中で、フェーズ1とフェーズ2がe-Court、フェーズ3がe-Filingとe-Case Managementと書かれているが、これも細かく考えていくとそうなのかと。つまり、フェーズ2の中にはe-Filingやe-Case Managementを実現する上で必要な法改正も含まれるのかと思われ、ここで書かれているようなe-Court、e-Filing、e-Case Managementをフェーズにそれぞれ割り当てることを図の中で示したりすることが適切なのかは、やや疑問を感じているところ。むしろ、各フェーズの中でどういうものが、具体的な内容はどのようになるのかは、それ自体、検討を必要とするものであるということをやまい形で記載するほうがよいかと思う。

- 20ページの3のフェーズ1では「現行法の下でのウェブ会議・テレビ会議等の運用」とあって、フェーズ2に「新法に基づく弁論・争点整理等の運用」とあるが、20ページの下から3行目「例えば」のところで、フェーズ1の例えとして、電話会議に加えてウェブ会議等を積極的に利用した、より効果的・効率的な争点整理の試行・運用を開始というふうに、争点整理という言葉がフェーズ1のところに既に出ているので、フェーズ2の中黒で「新法に基づく」がどこに係っているかというのもあるが、争点整理をフェーズ2に初めて出すのではなく、フェーズ1のところにもテレビ会議等を利用した争点整理の運用という形で、この段階で争点整理がフェーズ1の文章の中に出てきているので、図のほうにも反映させてはどうかと思う。
- 20ページの図3だが、本来ここは「3つのe」をどのように実現していくかプロセスを明示すべき絵なので、このフェーズ1、フェーズ2、フェーズ3というような書き方で分けるのではなくて、e-Courtはこのようなフェーズで進んで行くのだ、e-Filingはこう進んで行くのだと書くのが、「3つのe」の実現という形としては本当は正しいのではないかと思う。
- その意味では、この絵は私から見ると少し違うのだが、あえて言えば、それぞれのe-Court、e-Filing、e-Case Managementがどのフェーズで主に実現されるかを書いておくことが必要だろうと考えている。この絵を私は十分だと思っているわけではないが、この絵に今、赤丸で囲まれているe-Court等の記載を入れることは、非常に重要なことではないかと思う。
- 20ページの上から3行目に、特定の庁というのは一部の庁という意味なのだと思うが、どのような庁でもいいということではないと思っている。前のほうの版であった大規模庁とまでは言わないが、ここまで漠然としてしまってもいいのかが少し疑問である。私としては、複数の部があるようなある程度の規模のあるところで、しかも、多様な事件の類型を扱っているところを対象として行うことが、ここで書かれるべきではないかと考えている。
- 22ページの最後のパラグラフについて。下から3行目に「その実現に向けたスケジュール」と書いてあるが、その実現ということの1行半前に「法整備の実現」という言葉がある。そうすると、その実現というのが必要な法整備の実現に向けたスケジュールという意味になってしまう。法整備の実現は2019年度中に諮問することを視野に入れるということだが、そのスケジュールを2019年度中に検討を行うのは変なので、その実現とはどういう意味で言っているのかを教えてください、それを明確にしたいのですが、いかがか。
- 川村参事官（内閣官房日本経済再生総合事務局）  
今までいただいた御意見をまとめて説明させていただきたい。冒頭、御指摘いただい

- た、法理論とか実務的というところをもう少し強調したほうがよろしいのではないかについては、ここの箇所よりもむしろ終わりのところで、法務省がそのような検討をこれからやると記載しているので、そちらのほうで受けとめる構造の文書にしている。
- 22ページ目の「行政府は必要な措置」だが、報告書では「予算」と明記していないのが一般的。
  - 「司法府の自律的判断を尊重し」という一文を強調し過ぎという点だが、これはあえて強調をしている。というのも、司法のなりわいのところについて年限を相当書き込んだ文章になっている。その意味では相当異例なもの、これまでの常識、習わしからいうと異例な形で記載していて、それとバランスをとる形で、それは当然の前提として司法府の自律的な判断があるということとのバランスで記載をしている。そのような観点で、至るところに出てくるが、至るところに年限が書いてあることとのつり合いで記載されているということで、了承いただきたい。
  - 「3つのe」の実現ところも、この割り当てが果たしていいかどうかはあって、イメージというようなものにほぼ近いと思うが、ここはわかりやすさと厳密性のバランスの中で、少しわかりやすさを優先して、ざっくり書かせていただいている。
  - 「争点整理の試行・運用を開始して」という箇所だが、こちらを書くに冗長になるということで、わかりやすさ、強調すべき点というところでフェーズ1でのウェブ会議、片方当事者のウェブ会議というところを少し強調してアピールしたいということで、そのような書き分けをしている。少しその意味では厳密なバランスをとり切っているものではない。
  - フェーズ2とフェーズ3の書き分けのところだが、フェーズ2は2022年度から開始することを目指してと記載しており、その新しい法整備に基づいて何がいつスタートするかは年限があるが、当然、フェーズ2はそこまで書き切れるものではないので、そのようなものを2019年度中に検討する。いつ、そういうことを進めていくかを検討いただくという趣旨で、今の指摘があった「その実現」が、もう一度「その実現」に係っている文章だと考えている。
  - 先ほどのフェーズ1、2、3の図の話に戻るが、主に各フェーズで達成すべきものとして、1ではe-Court、2でもe-Court、3ではe-Filingとe-Case Managementで、そういう趣旨で書かれていることは理解している。e-Case Managementをフェーズ3で書いているが、これはさすがに書き過ぎかと思う。e-Case Managementはe-Courtの実施によって上がってくる情報も管理するし、e-Filingの実施によって上がってくる情報も管理するという意味で、e-Court、e-Filing双方に必要な事件情報の管理という側面があって、既に裁判所システムも存在していると思う。したがって、e-Case Managementの構築は逐次的、順次的にずっと通して行われていくものなので、ここで初めてe-Case Managementをつくり始めるのは実態に即していない気がする。したがって、e-Case

Managementをフェーズ3のところだけに書いてしまうのはミスリーディングになる可能性があると思う。よって、この図からe-Filing等の用語は、これを単純に外してしまうか、e-Case Managementの位置を工夫してどこかに入れる必要があると思う。

- 私はこの20ページの図で良いと思う。これは結果としてIT化が実現したものを前提に考えているわけで、現行法下でのe-Court、新法に基づくe-Court、それから、オンラインでの申し立ては、記録の電子化が行われてから実施され、記録の電子化を前提とするe-Case Managementが行われる。そのような結果が実現する時期を書いたということで、私はこれについては少しも違和感はない。
- それから、これは書き方が難しいと思うが、22ページについて。まず表現だが、22ページの1行目は、「司法府には」か。そして、諮問を視野に入れて検討し、2019年度中に検討を行うのは法務省だということで、これは、検討を行うであって、検討を終えるということではないという理解でいいか。
- 川村参事官（内閣官房日本経済再生総合事務局）  
ここに書いてあること以上のものでもないし、以下でもない。
- 山本座長  
今の発言にもあるように、かなり微妙なバランスの上にでき上がった文言ということかと思う。
- e-Case Managementの位置づけについての反論だが、今のご発言の趣旨は、恐らく、e-Case Managementがe-Filingでできてくる事件記録を管理するということに焦点を当てられていると思うが、そこについて若干意識のずれがあって、私のイメージだと、e-Case Managementは事件記録そのものも管理するが、事件情報、当事者が誰であって、どういうときに期日が開かれるなどのメタ情報である事件情報も管理対象としているので、e-Courtによって生成されてくる情報群もデータベース管理される。そのような事件情報を、裁判所で一元的に管理して、当事者が閲覧して、認識にずれがないような形でスムーズに期日が進行されていって、宿題のし忘れとか期日の行き忘れといったようなことが起きないことを目的とするというものをイメージしている。その観点でいうと、e-Courtにも不即不離のものとしてe-Case Managementを機能させる必要があると感じているので、e-Courtをつくっているときにも、e-Case Managementというシステムの一要素があるべきということ。
- 「3つのe」の定義は、e提出、e法廷、e事件管理と7ページに書いてあり、括弧でe-Filingと英語で書かれているが、途中から、特にe法廷に関してはe-Courtにかわ

ってしまっている。「3つのe」を日本語バージョンでいくか英語バージョンでいくかで若干ばらばらになっているところがあるので、統一したほうが形式的にはいいと思う。

#### <取りまとめ（案）全体について>

- もともと私はこの図3で違和感はない。要は、わかりやすさが優先であるという考えは十分認識できたので、これでもいいかと思っていたが、議論を聞いている中で、これもありかと思ったのは、グリーンのe-Courtについてはフェーズ1、フェーズ2ということで、e-Court全体をどこかで実現するという格好ではなくて、e-Courtの中のこの部分はフェーズ1、この部分はフェーズ2と2つの矢印に置かれている。e-Case Managementが何を指すのか議論があったと思うが、e-Case Managementも中身が幾つもあるわけで、恐らく、そのうちの一部はフェーズ2にも密接に絡むのではないかが一つ論点になっていたのではないかと思うことからすると、フェーズ2のところにもe-Case Managementを併記する。要は、e-Case Managementというブルーの四角をフェーズ2と3に両方置くのもアイデアとしてはあるのではないかと思う。
- 先ほど触れられていた、特定の庁からのパイロット運用について。20ページの3行目「特定の庁からのパイロット運用」、あるいは21ページ目の「もっとも」で始まる一番下の段落の2行目の「特定庁での試行等による」ということで、一部の庁からスタートということの可能性という含みが持たされている文章だと思っている。これはもちろん、お金の問題とか、開発の問題とか、いろいろと含みを持たせてあるものであるのは重々承知の上で、ぜひパイロット運用は比較的規模が大きい、あるいは比較的事件の種類が多い、要は、IT化によるメリットを享受しやすいところで試行を始めないと、結局誰も使わないまま、大して便利ではないとか、それほどいいものではなかったという誤った結論に行ってしまうのではないかというおそれがある。
- 従って、ぜひ、先ほどの委員の意見同様に、大規模あるいは複雑な事件がある、あるいは件数が多い、あるいは同じ代理人がたくさん的事件に関与される、もしパイロットで段階的にやるのであれば、そういうところからのスタートが望ましいのではないかと思う。あと、特定庁によるパイロット運用がトライ・アンド・エラーを目指しているのであれば、我々のような仕事をしている者の感覚からすると、公開してからトライ・アンド・エラー、あるいはいま一つのところを見つけるというよりは、事前のチェックを厳しくした上で、公開するときはかなり完成度の高いものでスタートすることが望ましいのではないかと思う。
- 20ページの図3に関して、結局、e-Case Managementについて、どのようなものをイメージしているのかについて、皆さんの意見が少し違っているような気もしている。私は、これは割とでき上がりの、そもそも記録の原本は全部電子的にされている、そ



ういうものがe-Case Managementであるとのイメージで捉えている。ウェブ会議も実施されるが全体としては紙を中心とした手続で、紙の記録の中に少し電磁的なものがDVDか何かで残っているとといったものは、それらの記録にも電子的にアクセスできますよということになるかもしれないが、それがそもそもe-Case Managementに入るのかどうかというあたりで少し認識がずれているという感じがする。そこはむしろ本文に何が書いてあるかによってということになるし、本文を見ると、割とe-Filingを前提で、原本は全部電子だというようなものについての事件管理なのかなとイメージとして捉えていたので、原案の図でいいと思う。

- それから、13ページの下から3段落目の「また、ウェブ会議等の活用に当たっては」の文章。この最後のところに「非公開手続としての環境確保等にも留意しつつ」と書いてあって、非公開手続としての環境確保とは一体何か。ウェブ会議のオンラインでの実施というのは、もし口頭弁論なのであれば非公開ではあり得ないし、弁論準備手続であれば、傍聴を許すことになっているので、少なくとも現行法を前提にする限りは非公開とは必ずしも言えない。そうすると、ここで非公開手続とはっきり書くと、これは別途法改正して非公開のこういうものを作るのだと決め打ちをしていることにならないのか気になる。「非公開手続としての環境確保等にも留意しつつ」と入れることについては慎重に考えなければいけないのではないかと思う。
- 非公開手続としての環境確保等について、これは「(3) 争点整理手続」の中に入っていて、争点整理手続の中には口頭弁論でやる場合ももちろんあると思うが、多くの場合は非公開の弁論準備手続なので、非公開という前提で書かれているということなのかと理解をしていた。
- 山本座長  
傍聴を許すという規定が公開手続との関係でどうかというのはかなり議論があるところなので、今の委員の指摘は、その指摘だったのだろうと思う。
- まず、全体として改めて読み返してみて、ここまで緻密で、かつ全体的で、実施年限も区切られていて、すばらしい取りまとめ案を作っていただいて、行政の立場からやっただけに非常に感謝している。まず最初に一言お礼を言いたい。
- 文言の整理がもう少し要るかと感じている、例えば、民事裁判とか民事訴訟という言葉がばらばらに出てきているので、その辺の用語統一を図って欲しい。
- その意味で、7ページ以下のe提出のところで、まず総論があって、その後(2)(3)と訴状提出等々、手続ごとにオンラインで電子情報を提出する形でe提出の特質が語られているが、終局的に提出されたものを原本として裁判所で取り扱っていくという面が非常に重要で、それによって保管コストが削減されたり、手続間で共用したりと

- ということが可能になるので、民訴法を改正して、紙で保管するのではなく電子情報を原本として保管する必要があるということをe提出のどこかに入れる必要がある思う。
- 9ページの(4)送達の、中段あたりに事前包括申出制度が出てくるが、この言葉について、我々はこの会議の場で説明を受けたり聞いたりしてイメージできるものがあるが、一般の国民が見てもどうということかわからない可能性があるのでは、注釈を入れたほうがいいのではないか。
  - 10ページの3の(1)e事件管理の2段落目の「なお」以下のところで「訴訟当事者とその代理人又は関係者に限る」とあるが、この「関係者」という用語が少し紛らわしくて、特に民訴法91条の訴訟記録の閲覧の条文で「利害関係を疎明した第三者」という言葉が出てくるので、それと混同される可能性がある。多分取りまとめ案の「関係者」は企業の従業員の方とか法律事務所の事務職員の方のことを意図していたと思うので、そういう例示を入れればわかりやすいかと思う。
  - 14ページの「(4)人証調べ期日等」で公開に係るところ、「なお」以下で「ウェブ会議等による人証調べ期日を一般公開するニーズが高くないことやそれを望まない訴訟関係者の通常の意識等からして」とあるが、ここでウェブ会議による人証調べ期日を一般公開するニーズが高くないと言い切ってしまうと、さすがに裁判の公開原則に余りにも反しているような感じもしてしまう。ウェブ会議だから一般公開ニーズが高くないと読み取ればいいのだとは思いますが、「ウェブ会議等による公開を望まない訴訟関係者の通常の意識等からして」くらいではないと、裁判の公開原則をないがしろにしているのではないかという反論が出ないか危惧する。
  - 6ページの4行目に司法統計についての言及があるが、IT化されることで司法統計をしやすくなる効果が期待されるのは、そのとおりかと思う。ただ、それはIT化の副次的な便宜にすぎないことと、利用者目線という観点からは少しずれているのかなと思う。特に統計事務の効率化と書かれると、裁判所の都合なのかなと読まれるかと思うので、この取りまとめの全体的な趣旨からすると、あえて司法統計に言及することが適切なのかについては違和感を持った。
  - 8ページの真ん中から少し下のところで行政連携についての話が出ている。ここで「中長期的課題」となっていたところを「課題」に直されて、「今後の取組の選択肢として」となっている。この文章を読まれると、行政連携については今後のオプションにすぎなくて、それをどうするかは今後検討するというように読める。確かに検討会の中では、行政連携をすぐに取り組むべきだという意見が大勢では別になかったと思うが、さりとて、やらずにずっと放置していい話でもなく、中長期的には取り組んでいくべきだよねというような理解だったかと思っていたので、この「中長期的」という言葉を取って、オプションであるという位置づけにできてしまっているのか疑問に思う。
  - 6ページの「この点」という言葉で始まっている段落の第2文目で「一方で、倒産手

続については」という部分が新たに加わっているかと思う。倒産手続については検討を同時に進めるということを考えてのものだと思うが、これは「この点」で始まっている段落の冒頭の部分を敷衍したものになって、文章全体としてどういうことを言いたいのかが少しわかりづらくなっていると思う。あと、今日配付されている参考資料で何かこの点について補足の説明もあるのかと思っていたので、少し補足の説明をいただきたい。

- 山本座長

この点については、指摘のとおり、今日の最後のところに杉本委員から資料の提出があるので、杉本委員から説明をいただければと思う。

< (参考資料) 杉本委員提供資料説明 >

- 杉本委員

参考資料をごらんいただきたい。「一方で」というところの文章の説明だが、この文章に関しては、確かに、その前の文章にも「倒産手続」という言葉が入り、IT化の検討を進めて、その成果を生かしてと、IT化に向けた検討が倒産手続等にもなされるべきあるという内容になっているが、その次の文章で言っていることは、「この点」というところの文章をもう一度敷衍して重複しているのではない。

- 参考資料で配付させていただいたのは、一般的な再建型倒産手続も踏まえた倒産手続の流れを図で表したものになる。これは破産手続についても、再建計画の提出や議決権の行使を除くと同様の流れになる。倒産手続においては債権者など利害関係人の数が多い事件がある。その際に、例えば、最初の①から説明をさせていただくと、倒産手続の申立て時には、申立書を裁判所に提出するが、その際に債権者一覧表等も添付することになっており、現在、これら申立書およびその他の添付書面は、原則的にすべて紙で提出することになっている。例えば2010年の武富士の会社更生事件では、一般の債権者が90万人いたが、90万人もの債権者一覧表を紙で出力するだけでも相当な紙の量が必要になり、書面の量としてもその他の添付書面なども踏まえると、申立て段階だけでも非常に膨大な紙を書面として提出しなければいけないということが多々ある。その点を、例えば、裁判所に対してデータで、電磁的記録として提出することができればよいのではないかと思う。
- 民事訴訟における申立てシステムの構築などを倒産手続でも同時に検討すべきだという言うものではなく、それ以前に、実務的な運用の延長として、今ある実務に加えてさまざまな書面をまず電磁的記録として提出することを、現行法の条文に「電磁的記録」との文言を加えることなどで検討すべきではないかという趣旨である。
- そのほか、②、③、④のところ、これは手続の全体を通して共通しているところだが、例えば、手続開始決定書の通知や、財産状況報告集会が開かれない場合に財産状況報

告集会で報告をするべき内容の要旨を書面で通知する場合など、現在はこれらの書面をすべて、紙の書面にして債権者全員に郵送で送付することになっているが、先ほど例として挙げた武富士の更生事件のように90万人もの債権者がいる事件になると、郵送費用だけで非常に大きなコストがかかり、かなりの負担になっている。なおかつ、特に消費者被害の大きな事件などについては、転居をしてしまっていると債権者の現住所がわからず、通知が結局届かなくなるようなことも相当数ある。さらに、海外に居住しているような債権者に対しても海外に向けて郵送しなければいけないが、やはり宛先不明で戻って来てしまう数が相当数ある。住所がわからなくともメールアドレスがわかるという状況であれば、通知方法を郵送だけに限定するのではなく、債権者に確実に通知することを優先して、例えば、eメールでの通知なども通知方法のオプションとして今ある実務に加えてはどうかと思う。

- 手続全体において、債権者数が多い事件については、債権者に対する通知コストが大きくなり過ぎて、結局それによって財団がなくなってしまい、手続が廃止になってしまうケースもある。それを踏まえて、債権者に対するウェブ上での通知、債務者の会社のホームページを利用した通知や周知、あるいはeメールでの債権者への通知といったオプションを、今ある実務の運用に加えて検討してみてはどうか。
- 倒産手続においてそのようなニーズがあることはそのとおりのだろうと思うが、この裁判手続等のIT化で、国民の方々の便宜ということで考えたときに、倒産事件数の最近の動向であるとか、あるいは関与する国民の範囲を考えると、インパクトとかメリットという意味では限定的なのかなという感じもしている。この中であえてこのような記載をすることがバランスとしていいのかどうかは、やや疑問を持っているところ。倒産事件よりは、むしろ例えば家事事件のほうが国民のニーズにかなう面は大きいのではないかと思う。
- ただ、こういったことについても、今後、手をかけていくことが適切であるということはそのとおりでと思うので、例えば、この文章の段落の末尾において、民事訴訟手続のIT化の検討が進んで環境が整ったら、それ以外の手続のIT化の検討にも速やかに着手することが望ましいというような記載にしておくほうが適切かと思う。
- 杉本委員  
この点、現在、確かに法的倒産手続の事件数としては減っているところであるが、増えてきた段階からこのような点への対応に着手をしては遅いと思われる。特に大型の倒産手続の数が減少傾向にある現段階で、将来的な大型の倒産事件に備えた実務的運用の改善の検討を今の時点から始めるのは、必ずしも時期外れではないのではないか。特に、再建型倒産事件だけではなく、破産事件に関していえば、消費者被害の大きな破産事件が既に昨年、今年と続いているところであり、そういった点を考慮しても、

国民に対する影響も少なくはないと思う。

- 山本座長

倒産については、既にIT化が実務的に、一定程度現実に行われているところがあって、その延長線上で何かさらなる工夫があり得ないかということを検討する程度のことであって、特にこれは全体のIT化のスケジュールに影響するとか、そのような大々的な検討をするという趣旨で書かれているのではないというのが私の理解で、その限りにおいてということなのかと思う。

- 私は、この文章自体について特に異論があるわけではないのだが、念頭に置くべき事件として大規模破産事件とかが出てくると、特殊なIT関係の企業の場合だと債権者もITに強い人が多いかもしれないが、そうではない、いわゆる普通の意味での消費者被害事件みたいな話になってくると、やはりそこは本人訴訟と同じような問題が必ず出てくる。この文章であると、e-Filingとかいう話ではまだないように思うので、それはそれで結構だが、将来的に検討するときにも大規模な事件になればなるほど、本人訴訟と同じ問題が起きてくるということは指摘しておきたいと思う。

- 私も個人的には、全体的によくまとまった内容で、IT化に進んでいけるいい提案だと思っている。もうこれでいいかと思っていたが、2点だけ、今までの意見を聞き気になってきたことがある。

- 1点は、13ページ、非公開手続としての環境確保等に留意しつつという争点整理の関係。ウェブ会議に関しては、今は電話会議でやっているが、電話会議は、企業の会議室等でもやれているし、公的機関等でやっても構わない。そのような状態で電話会議を使っているのだから、ウェブ会議になったからといって、場所的な配慮を特にしなければいけないかというのと、それはそうではないのではないか。非公開手続としての環境確保等に留意しつつという部分は、ウェブ会議になったら殊さら要るのだと読めてしまうので、削ったほうが良いと思う。

- もう一点は、14ページ、人証調べの場合のウェブ会議の利用だが、確かにウェブ会議等による人証調べ期日を一般公開するニーズは高くないという記載は誤解されるおそれがある。ウェブ会議で人証調べをしても、当然法廷で一般公開しなければいけない。一般公開とここに書いてあるのはウェブ公開という意味なので、ウェブ公開をするニーズが高くないということであり、一般公開と書くと誤解されると思う。

- 先ほど指摘のあった8ページのところについて、いろいろな書類を情報連携していくということは、いわゆるコネクテッド・ワンストップという意味でもぜひ進めていくべきことだと思っているので、ここはなるべく進めるという方向で書いてほしい。

- 既に消えている中長期的課題というところだが、中長期的というとは何年ぐらいを皆さん想定されているのかわからないが、この報告書の射程は2022年ぐらいまで一応考えられている。そうすると、既にこの話の中でやっていることが中長期的課題をやろうとしているようにも見える。その意味では、先送りされてしまうような見方ができるような文章は、できればやめていただきたいと思っている。
- 確かに、戸籍とかそういうものを連携するのは大変だというのはとてもよく理解できるが、登記は割と簡単にできるというか、戸籍に比べるとハードルはずっと低いと思うので、そのようなことも含めて、できるところからしっかりやっていくということをここでは書いていくのがよいのではないかと思う。
- ちなみに、このパラグラフの最後に「引き続き、検討されるべき問題」とあるが、次のパラグラフも同じ「引き続き、検討されるべき問題」と書いてある。次のところは濫訴の防止ということで、当面、余り必要ないのではないかと皆さんから意見のあったところであり、これと同じ位置づけになっているのはやや疑問だ。もう少しやるべきという方向で書いていただいたほうがいいのかなと思う。
- 17ページにもAPI連携の話が載っていて、17ページの一番下、外部サービス等のいろいろな連携をしっかりとやっていくことを検討していくとある。こちらは少しポジティブに書いてあるので、このような言い方でもいいのかと思う。
- 17ページの下から2番目の段落の最後の文章「その観点からは、システム利用の認証についても」という部分がある。一応、意図はわかるつもりだが、デジタル署名を基盤としたデジタルIDというのはちょっと誤解を招くのではないかという気持ちがある。以前、説明したとおり、デジタル署名というのは、基本的には電子文書の真正性にかかわる問題として捉えていて、認証というのは利用者の本人確認ということなので、ここは少し書き方を改めてもいいのかなと思う。あえて言えば「電子署名を基盤としたデジタルIDを必須の前提とせず」というのを削ってしまってもいいのかと思う。
- 言葉の問題としてどう定義するかというのは、もう一回精査をしてもいいのかと思う。と同時に、訴訟の証拠物を電子化することについては、セキュリティのところに入れていただいている。しかし本来的に言えば、証拠そのものをどう取り扱うかという訴訟の本質的な問題にかかわり、セキュリティの問題とは違うのではないかという気がしないでもない。その意味では、訴訟手続のところにも少し、証拠物の電子化に係る諸問題を検討する必要があるということを一言加えていただいてもいいのかと思う。
- 8ページの行政情報との連携の問題で、私もワンストップを進める意味から、これはぜひ残しておくべきと思う。と同時に、本人が行政情報から何らかの形で電子情報を自分自身が引き出して、それを新しい、今後期待されるシステムの上に自分でアップロードする形の電子化であれば比較的簡単にできるかと思うが、来たるべきシステムと既存の住基ネットなりを直接結合するということになる、ハードルはかなり高い。

したがって、なるべくコネクテッド・ワンストップのハードルを低く実現する方法を今後考える必要があつて、セキュリティの観点からは、最高裁や裁判所のシステムと、国の行政機関のシステムや自治体のLGWANを介して住基ネットとを直接つなぐのは、かなりハードルが高いかと思う。

- 8ページの(3)の直前のところで「IT化により見込まれる状況の変化やそれによる現実的リスクの有無も含め」ということで、濫訴の部分を記載していただいているが、この現実的リスクの有無ということの意味合いが読んだときにおわかりになっていたかどうか不安があるので、一言つけ加えていただきたい。みずから訴訟提起することは現実的に困難があり、それに対するサポートをしていただきたいということと同時に、簡単になるということは事業者のほうからの訴訟提起も簡単になる。現実、今、メールや手紙で支払いを催促されていても、争いがあれば払わないで放置しているというのが多くのパターンである。金額的に小さいとそういうことが多くある。
- それが、場合によっては消費生活センターに相談いただく流れになるが、そのようなやりとりがなく、ぽんと訴訟になった場合、その段階でもう仕方ない、訴えられるのであれば払ってしまうということにつながる可能性が非常に高いと思うので、この点を指摘させていただきたい。現実、貸し金などの処理のことでトラブルがたくさんある。
- 行政機関との情報連携に関しては、具体的にどのくらいの費用がかかって、誰にとってメリットがあつて、どのように効率化されるのかが具体的にわからないので、賛成、不賛成を言いにくい、その辺を精査していただいた上で、税金を使うという意味からお考えいただきたいと思う。本人訴訟が非常に多いといった場合、そのような連携をしたとしても、そのメリットを使い切れない可能性もあるのではないかと思うので、国民が使える状態のものをつくっていただく必要があるのかと思う。
- 13ページの先ほど争点整理手続における「非公開手続としての環境確保等にも留意しつつ」という記載は必ずしも必要性が高くないのではないかという意見があつた。現状、既に電話による争点整理手続が行われているという意味で、本質的に余り変わらないのではないかという趣旨と理解したが、ウェブ会議を用いるようになれば、当然、画面を通じて音声以外の情報も伝えることができるようになるわけで、そうすれば争点整理手続で今、電話で行っていることとはまた違った情報のやりとりが生じる可能性がある。そのような場面において、企業などからすると、やはり営業秘密の問題であるとか、我々の企業としての内部情報の問題であるとか、要は情報管理に今まで以上に気を使わざるを得ない状態になるというところを踏まえると、やはり電話会議の場面とは少しステージが変わってくるのではないかと予想している。従って、この「非公開手続としての環境確保等にも留意しつつ」という記載は、ぜひ残していただきたい

い。

- 訴訟記録など、言葉が随所で違っているところを指摘させていただきたい。例えば5ページだと、下から7行目に「紙媒体の訴訟記録」という言葉が出てきて、次に、7ページの下から2行目「紙媒体の裁判書類」という言葉が出てきて、次に、10ページの総論部分の第1段落、下から2行目「紙媒体の裁判記録」という言葉が、全体を見渡すと、大体は訴訟記録と使われているが、ところどころ裁判書類あるいは裁判記録というふうに言葉が変わっているので、厳密に使い分けているなら、そのとおりで良いと思うが、重複しているようなところがあれば、統一したほうがよろしいのではないか。
- その意味では、12ページ「(2) 第1回口頭弁論期日」の第2段落の3行目で「さらには、電子記録となった訴訟記録」という言葉が出てくるが、14ページになると、それ以降は、訴訟記録は電子情報になっていると書かれていて、電子記録と電子情報は定義としては違うのではないかと思う。
- 恐らく、訴訟記録と裁判記録は同じものを意図して書かれていて、裁判書類というのは当事者が提出するものを念頭に書かれているのかと思ったところ。ただ、前者については整理したほうが良いかと思う。
- あと、表記の揺れについて1点、当事者という言葉が、文脈によっては、代理人と区別された当事者本人を意味しているところもあり、場所によっては、当事者本人と訴訟代理人をあわせて意図しているところもあって、言葉の使い方は統一させたほうが良いと思う。例えば、本人を指すときには当事者本人と代理人、両者をあわせて使うときには当事者というような書き方にするとか、どこかで全体を見通して表記、意味合いの揺れが生じないようにすることは心がけたほうがよいと思う。
- 川村参事官 (内閣官房日本経済再生総合事務局)  
先ほどから表記の揺れについて多大な指摘をいただいております、非常に申しわけありません。率直に申し上げて、スピードある報告の公表が求められるものであり、中身の厳密さと全体の感じの比較考量の中で、作業をしているということについて御理解を何とぞいただきたい。
- 私どもとしても、表現の揺れは最大限修正を行うが、そのような前提で御理解いただき、何とぞ御容赦賜ればと思う。
- 山本座長  
そのような趣旨だということ。



- 13ページの下から3段落目の「非公開手続としての環境確保等にも留意しつつ」について補足させていただきたい。非公開手続という言葉自体は法的な意味合いを結構強く持つものなので、ここで、非公開手続でこれをやるのだということについて決め打ちをするような表現は避けたほうが良いと思う。このフレーズ自体、私自身は削ったほうが良いとは思っているが、もし懸念があるということであれば、例えば、プライバシーや営業秘密の保護等にも配慮しつつ、みたいな言葉であれば、特段問題がないと感じている。
- 今の意見に追加する趣旨だが、どうしてもそのようなものを書きたいということであれば、非公開手続というのは適当ではないので、公開を要しない手続としないといけないだろうと思う。
- 今、議論になっている問題だが、私が記憶しているのは、例えば、動画像でやりとりするようになると、それを録画してしまい、勝手に動画サイトにアップロードされたらどうするのかとか、あるいは環境によっては証人の後ろに二人羽織のように人が隠れて後ろから「こういうふうに答えてください」と助言したりするようなことが行われないかという懸念の議論があった。これらは「裁判の公開」という意味での公開に関する本質的な議論ではなくて、セキュリティ面であったり、プライバシーや営業秘密の保護であったり、裁判の適切な進行環境を整えるという意味で議論があった部分だと記憶しているので、そのように表現を工夫していただければよろしいのではないかと思う。
- 川村参事官（内閣官房日本経済再生総合事務局）  
公開という言葉は法律上の特別の意味を持ち得るということで、少し使い方を工夫せよというご指摘について、14ページの人証調べのウェブ上での一般公開するニーズが高くないというのは、例えば、ウェブ上で閲覧可能という表現に置きかえたり、先ほど委員から指摘をいただいた非公開手続のところも、プライバシーや営業秘密の保護等にも留意しつつという表現で工夫をしていきたいと思う。
- 全体を通してコメントさせていただくと、6ページ目の統計のところだが、この報告書は、利用者目線のことしか書いてはいけないというわけではないと考えていて、IT化に付随する論点を記載するというのも当然許されるであろうということで、ここは記載をしている。
- 6ページ目の倒産手続のところも、これは事務局として、2022年度にフェーズ2が開始するというスケジュールがある中で、その後にこのようなものができ上がるのが10年以上後というようなことになるのが果たしてこのITの時代で許されるのかという強い問題意識があって、全体の検討に差しさわりのない範囲で、今できることはできる

だけやるのもオプションだと。実施と書いているわけではなくて、念頭には置こうということをしてぜひ記載すべきだということで、ここは記載している。

- 先ほどの8ページ目の行政機関との情報連携の話だが、これは実際、デジタルガバメントということで、行政において現状のものとは全く違う世界で行政連携を描いていこうということに取り組んでいる最中。そのようなものを反映、要は同時並行で動いているものと、こちらをあわせてのみ込んでいくということ。民事訴訟のIT化の検討よりも先に行政機関の情報連携のほうが動いていくことが想定されているので、そのような横で動いているものを反映しながらつなげていくということではないかと考えている。
- 全てデジタルがつながることにより、脱落せずに効率性が抜本的に上がる領域というのがあって、裁判手続だけが欠落すると、ここが至って不便になるというのが如実になることが相当懸念されるところで、今、ほかで同時並行で動いているものから完全に落ちていくことのデメリットが極めて大きいということを懸念している。その意味で、選択肢として念頭に置くこととこのことをあえてここで書くことによって、今後、その議論との接続を意識しながら考えていく必要があると指摘している。
- その他、表記の揺れのところは最大限工夫をしていきたいと思う。議論をいただいた20ページ目の図も、事務方の認識としては、e-Case Managementは、本質的な要素は、全ての記録が電子化をしてからスタートするものであり、そうでないe-Case Managementは期日をウェブ上で公開するということも含めてよいということであれば、現行法でもできることになるので、全てにe-Case Managementが入ってくるということで、これまたメリハリがない記述になる。わかりやすさ・シンプルさを優先に記述であると重ねて理解をいただきたい。
- 特定の庁とか、上のところの意味合いも、この文章で書き切るのがよいのか、それともこの議論が後日公開をされるので、そういったことも踏まえながらこの報告書が理解できる様子があれば足りる部分というのはほかの箇所でもあるかと思うので、そのようなこともぜひ認識いただきたい。
- 山本座長  
それでは、議論については以上のとおりにさせていただき、取りまとめに入りたいと思う。私が伺ったところによれば、各委員のさまざまな意見をいただいたが、この取りまとめ（案）の中身、内容それ自体について反対であるという意見、根本的な修正を求める意見というのはなかったように思う。
- 文言については、なお精査、修正すべき部分、本日指摘いただいたところ、あるいはそれ以外にもあるかもしれないが、そのような部分については、先ほど川村参事官が言われたように、できるだけ早く公表すべきであるという要請との兼ね合いの問題ももちろんあるわけだが、できる限りの努力をしながら、事務局と相談をした上、必要

な修正は加えさせていただきたいと考えている。最終的な調整については、座長である私に御一任をしていただければ大変ありがたいが、そのようなことでよろしいか。

(「異議なし」と声あり)

- 山本座長  
ありがとうございます。それでは、そのような形で調整を行い、最終的な取りまとめ、この(案)が取れたものについては、完成版ということになるが、事務局から各委員に連絡し、共有をさせていただく。
- 以上の形で取りまとめができたが、オブザーバーのほうから、もし発言があればいただければと思う。
- 成田第一課長 (最高裁判所事務総局民事局)  
半年間非常に活発な議論をいただき、ありがとうございます。私にとっても勉強になったし、非常に楽しく拝聴させていただいた。ここで議論していただいたことを踏まえて、前回も申し上げたところではあるが、まさに「3つのe」の実現に向けて検討を進めてまいりたい。
- 山本座長  
ありがとうございました。では、法務省から。
- 藤田参事官 (法務省大臣官房司法法制部)  
皆様には、比較的短期間で、幅広い論点について、かなり深掘りした議論をしていただいた。今後は、この取りまとめを踏まえ、最高裁、法務省や日弁連等の関係者による実務家で、実務的、法理論的な検討をするステージに入ることになる。議論の方向性として示されたボールを受けとめて、引き続き、やるべき課題につきスピード感を持って検討させていただきたいと考えている。
- 内野参事官 (法務省民事局)  
あわせて、私からも、本当に熱心な議論をありがとうございました。この取りまとめいただいた報告書の内容に沿って、その実現に向けて誠心誠意努力していきたい。どうもありがとうございました。
- 山本座長  
それでは、最後に私からも一言御礼を申し上げたい。  
この半年間、大変活発な議論をいただき、ありがとうございました。私自身、この半年ほど前に座長を引き受けたときには、本当にまとまるのであろうかという若干のと

いうか、かなりの不安を抱えてこの会議に臨んだ。

- IT化の問題というのは、この十数年にわたって、あるいはもっとかもしれないが、日本の司法の抱える一つの大きな宿題となっていたところ。何とか本日取りまとめに至ることができたのは、委員の皆様の大変活発で、建設的な意見のおかげと思っている。
- ただ、本日の取りまとめはあくまでも出発点にすぎない。今後、この取りまとめを踏まえて、実際の制度、また、そのさまざまな運用を構築していかなければならないフェーズに向かっていく。本日をもってこのメンバーでの検討会は終わるが、この検討会に参加いただいた委員の皆様、それ以外の関係各位においても、この取りまとめが実際に日本の社会の中で実現していくプロセスに引き続き、ぜひ協力、支援を賜れば、私としても幸いに思う。

本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

それでは、進行を事務局のほうにお返しする。

- 川村参事官（内閣官房日本経済再生総合事務局）  
山本座長、ありがとうございました。  
皆様も、月2回開催した月もあり、貴重なお時間を頂戴して、本当にありがとうございました。
- 本日の資料について、座長一任とさせていただいたものを調整が整い次第、公開させていただく。
- また、取りまとめはあくまでも検討会の報告書ということでこのような記載になっているが、私ども成長戦略を担当する部署として、年央の成長戦略の中でこの検討会の内容を取り上げていきたいと考えていて、そのような政府プロセスの中に今後載せていくものであるということを承知置きいただきたい。
- 以上をもって、本日の検討会を終了させていただく。まことにありがとうございました。（拍手）